

行政常任委員会報告

平成 26 年 3 月 6 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 高齢者叙勲の伝達について
- (2) 東京消防庁との交流事業について
- (3) 防災講演会について
- (4) 夕張市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- (5) 夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について
- (6) 手数料条例の一部改正について
- (7) その他

2 教育委員会

- (1) 夕張市立ユーパロ幼稚園教諭の採用について
- (2) 夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理者の指定取消しについて
- (3) その他

3 まちづくり企画室

- (1) 第 3 回夕張市地域公共交通協議会の結果について
- (2) 鹿の谷公衆トイレネーミングライツの公募について
- (3) その他

4 建設課

- (1) 市営住宅条例の一部改正について
- (2) 市営住宅使用料等の滞納に係る訴訟の提起及び和解について
- (3) 損害賠償額の決定について
- (4) 降雪状況について
- (5) その他

5 保健福祉課

- (1) 夕張市指定居宅介護支援事業所設置条例の廃止について
- (2) 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」について
- (3) 南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更について
- (4) その他

6 市民課

- (1) 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(2) 70歳代前半の医療費患者負担割合の見直しについて

(3) その他

7 産業課

(1) 指定管理施設の料金改定について

(2) その他

8 総務課

(1) 職員の再任用制度の運用について

(2) 消費増税に伴う関係条例の一部改正について

(3) その他

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君

島 田 達 彦 君

小 林 尚 文 君

高 間 澄 子 君

熊 谷 桂 子 君

藤 倉 肇 君

厚 谷 司 君

角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（0名）

【消防本部】

1. 高齢者叙勲の伝達について

2. 東京消防庁との交流事業について

3. 防災講演会について

4. 夕張市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

5. 夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

6. 手数料条例の一部改正について

7. その他

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

次長。

(消防次長)

消防本部から、6件について報告いたします。

まず初めに、高齢者叙勲の伝達について報告いたします。資料 1 をごらんください。

平成 26 年 2 月 13 日木曜日 13 時 30 分から、市役所 4 階応接室におきまして叙勲伝達式がとり行われ、夕張市長から、元中央分団分団長、山口英治さんに対しまして、平成 25 年度高齢者叙勲、瑞宝単光章が伝達されました。

高齢者叙勲の伝達についての報告は、以上です。

続きまして、東京消防庁との交流事業について報告いたします。資料 2-1 をごらんください。

前回の行政常任委員会で報告いたしました、東京消防庁における本市職員の研修について、先日、2 月 17 日に研修を終えて、2 月 18 日 10 時から、市役所 4 階、市長応接室におきまして、鈴木市長に帰任報告を行いました。

また、東京消防庁による夕張市消防事情調査の終了について、資料 2-2 をごらんください。

2 月 17 日月曜日 9 時から、市役所 4 階市長応接室におきまして、東京消防庁から後期に派遣された 2 名の職員により、鈴木市長に調査終了報告を行いました。

東京消防庁との人事交流についての報告は、以上です。

続きまして、夕張市防災講演会について報告いたします。資料 3 をごらんください。

平成 26 年 3 月 4 日火曜日午後 6 時 30 分から、清水沢地区公民館におきまして夕張市防災講演会を開催いたしました。講師は、秀明大学教育研究所教授、総務省消防庁災害伝承 10 年プロジェクト語り部、菅井茂さんで、東日本大震災で避難所運営に当たった体験談などをお話してくださいました。この講演会には、およそ 100 名の市民が参加いたしました。

夕張市防災講演会についての報告は、以上です。

続きまして、夕張市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について報告いたします。資料 4 をごらんください。

条例制定の概要といたしまして、平成 25 年 6 月に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、これに伴い、消防組織法第 15 条が改正され、消防長及び消防署長の資格は、政令で定める基準を参酌して、市町村において条例で定めることとされました。

条例制定の概要といたしまして、消防長の資格要件と消防署長の資格要件が、それぞれ三つ定められました。

消防長の資格の要件、一つ目といたしまして、消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長等の職に 1 年以上あった者、二つ目としまして、消

防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あった者、三つ目といたしまして、市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長などの職に 2 年以上あった者となっております。

次に、消防署長の資格要件ですが、一つ目といたしまして、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年以上あった者、二つ目としまして、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に 3 年以上あった者、三つ目といたしまして、消防職員として消防事務に従事した者で、消防副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に 3 年以上あったもので、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者となっております。

この条例案の施行日は、平成 26 年 4 月 1 日となっております。

夕張市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての報告は、以上です。

続きまして、夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について報告いたします。資料 5 をごらんください。

改正の概要といたしまして、平成 25 年 12 月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、これに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、市町村非常勤消防団員の退職報償金の支払い額が、一律 5 万円、最低支給額 20 万円に引き上げることとされました。

この条例改正案の施行日は、平成 26 年 4 月 1 日となっております。

夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正についての報告は、以上です。

続きまして、夕張市手数料条例の一部改正について報告いたします。資料 6 をごらんください。

改正の概要といたしまして、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、増額改定が必要となる危険物施設の許認可事務に関する手数料のうち、直近の人件費、物件費等の変動の影響を反映しても、なお現行の額の標準に比して増額改定が必要となる、資料 6 に掲げる 25 件について改定するものです。

この条例の改正案の施行日は、平成 26 年 4 月 1 日からとなっております。消防本部からの報告は、以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

一つ、ちょっと伺いたいのですけれども、防災の講演会、私も行かさせてもらって、印象として、特に防災マップが完成をしたということで、その部分での記念講演という意味合いで私も捉えていたのですけれども、その中で、夕張全体見ますと、特に今回の3.11の被災地の部分と、特に中心的な内容は、避難所のあり方という部分で聞いていたのですけれども、これらにかかわるものについては、当然、特に消防のほうの関係で言うと、特に消防の人たちは、その被災した方の部分で、手がなかなか回らなかったという部分で聞いていたのですけれども、これらは、夕張の防災のあり方というのは、これからいろんな部分で想定される部分がありますけれども、これは、役所の部分で、消防だけに任せるものではないと考えられますので、その部分、出席された、先ほど100名ほどという部分で、大体、私の見た限りでは、かなり多かったのは、消防分団長さんが団員さんを連れてこられたなという印象も多分にあったのかなと思います。しかしながら、この部分については、いろいろな情報、地域地域の、町内であったり、いろんな部分がかかわっていかないと、防災とか、特に避難所のあり方というのは機能しないのかなといった印象を持っていまして、その部分は役所庁舎内の中でどのような捉え方をしているのかというのを、ちょっとお聞きしたいなと思います。

(総務課長)

小林委員ご指摘の部分でございますが、やっぱり災害時の対応というのは、市長直轄の市役所が、やはり災害対策本部という位置づけですから、これを消防に全て任せるような体制があってはならないというのはご指摘のとおりだというふうに思います。これから、より一層、この所管の事務の見直しを含めた、総体的な、市長を中心とした検討の必要性が市内部にあるだろうというふうに思っていますので、新年度に向けて、今の現行のままで、消防と市役所がどういった連携強化を図っていくべきなのか、あるいは、この防災にかかわる事務が、本来の形に照らし合わせたときにどうなのか、こういった、やっぱり内部の検討は必要だろうというふうに感じております。

(小林委員)

そのとおりだと思いますし、地域にあっても、それぞれ地域の消防団と地域の町内というのが、当然、それぞれ、夕張市というのは、特に高齢化率が四十何%、46%何がしになっている中で、なかなか機能しない部分も出てくるやに感じました。そういう中では、特に、私も有益な研修だったなとは思っているのですけれども、その中で、市としての役割、それから消防としての役割というのは、それぞれ明確に違っているのだなと。やっぱり消防と違って市のほうは、どれだけの情報の共有と、それから伝達と、この部分と、

あと、避難所なり何なりのまとめ方の役割というのが重要になってくると思いますので、その部分は、今、総務課長が言われたとおりの部分で取り進めていただかないと。当然、やっぱり地域にそういう情報を常に流していただきたいと考えております。

以上です。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(高間委員)

資料 4 なのですけれども、消防長、消防署長の資格を定める条例というところで、これは、以前のはちょっと私もわかりづらいのですけれども、大幅に変更になったところというのがあるのかと、あと、また、これを 4 月 1 日から施行していくということなのすけれども、現消防長、消防署長にこれがきちんと当てはまるのかどうかということをちょっとお聞きします。

(消防次長)

高間委員の質問にお答えいたします。

この資格を定める政令というのが、新しく制定されます。今までは、消防組織法の 15 条で規定されて、それが市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令というもので定められていたのですが、この政令が定められたときと現在というのは、もう大分時代が変わってきていると、消防技術の向上だとか、災害対応の事例、教育訓練、そういうものを、消防職員の訓練の機会など、各市町村によって異なっているので、これを国が一律に資格要件を定める必要性というのが低いのではないかとということで、今年の 6 月に、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令というのが新しく制定されました。これによりまして、消防長及び消防署長の資格というのは、この政令を参酌して、各市町村において条例で定めるということになったものです。現消防長、消防署長については、この資格を満たしています。これは、この法令が緩和されている、厳しくなっているのではなくて、地方分権の趣旨に基づきまして、必要最小限の基準というのを新しい政令で定めているので、今、うちの消防長と署長というのは、その資格を満たしております。

(高間委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 夕張市立ユーパロ幼稚園教諭の採用について
2. 夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理者の指定取消しについて
3. その他

(大山委員長)

次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長並びに社会教育担当主幹より報告させます。

(教育課長)

それでは、1 点目、夕張市立ユーパロ幼稚園教諭の採用について、私のほうから報告をさせていただきます。

ユーパロ幼稚園教諭の採用についてでありますけれども、11 月 6 日付で、平成 25 年度末で退職したい旨の退職願が 1 名から提出されたことを受けまして、平成 26 年度、1 名を採用することとしたところであります。採用に当たって、市広報で、市内在住者を対象に、12 月 18 日締め切りとして公募を行ったところでありますが、応募がなかったということから、市内在住者であることを条件から外すなど、受験資格を広げ、再度、1 月 24 日まで募集をすることとして、ハローワークに募集要項を掲載したところであります。また、北海道内において、幼稚園教諭、普通免許の取得可能な学校に採用試験実施要項を送付することに加え、近隣の大学については直接足を運び、応募についてお願いをしたところであります。しかしながら、一件の応募もなかったことから、幼稚園教諭、幼稚園免許所有者の情報提供を人づて等に依頼をしまして採用者を探していたところ、2 月 7 日に 1 名、承諾を得ることができたものであります。現在、採用に向けて事務処理を進めているというところであります。

1 点目については、以上であります。

(教育課主幹)

それでは、2 点目の夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理者の指定取消しについてということで、1 ページ目の資料 1 をごらんください。

平成 26 年 1 月 23 日付、当該施設の指定管理者の紅葉山連合町内会より、この施設の指定管理の解除について、協定書、正式には、夕張市紅葉山パークゴルフ場の管理運営に関する協定書第 7 条第 2 項に基づき、協議書の提出がございました。この施設は、平成 11 年度の施設開始から現在まで、この紅葉山連合町内会が管理運営を行いまして、平成 19 年度は過去最高の 6,244 人という利用がございましたが、本年度は 2,917 人となり、将来的な運営の見

通しが厳しいことから、継続は困難との申し出となったものであります。本市といたしましては、過去の財務状況等の精査をいたしましたが、主たる収入減である利用料収入が減り、新たな収入確保も厳しく、運営経費については、これ以上の圧縮は不可能であり、赤字運営はできないという同指定管理者の意向に基づき、協定書第7条第1項第3号により、3月31日をもって指定管理者の指定取り消しを行うものでございます。なお、この施設の現地確認は雪解け後に行うことを予定しております。次ページ、2ページ目には、関係協定書の内容をおつけしております。

続きまして、3番、その他ということで、1件、ご報告をいたします。

第56回東日本医科学生総合体育大会、スキー競技に係る教育委員会職員等の派遣についてでございます。この東日本医科学生総合体育大会というのは、東日本のほとんどの医学部の学生が参加するスポーツの祭典で、さまざまな種目がありまして、日本国内で行われる体育大会といたしましては、国体、それから西日本の医科学生の体育大会、そして、今回、東日本の医科学生総合体育大会、東医体と言うのですが、これが第3位の規模となっているものでございます。この総合大会、体育大会のうち、これから報告いたしますスキー競技については、この東医体というところの連盟の主催で毎年開催しておりまして、ここ数年は長野県のほうで開催しておりましたが、本年の第56回スキー競技は、3月8日の土曜日から16日の日曜日の9日間の日程で、本市において開催することとなっております。開催期間中は、総勢500名の選手が滞在するということで聞いております。なお、開催に当たりましては、夕張スキー連盟を中心とした市民により実行委員会組織を組みまして、財政再生下に本市に少しでも明るく元気を取り戻すスポーツ推進の一環として受け入れている経過がございます。

今回、同実行委員会より、準備から競技終了までの期間は、実は3月1日からスタートしておりますので、16日間という非常にロングランな日程でございます。その中で、実行委員会としても、どうしても人員が足りない日が発生すると、そして、調整がつかないということで、16日のうち何とか2日間、職員を派遣してもらえないでしょうかという要請を受けたものでございますが、教育委員会といたしましては、スポーツを通じた地域振興に資する事業であるということで判断をさせていただき、この派遣を受け、3月3日月曜日、教育委員会職員4名を派遣し、石炭の歴史村周辺で開催されるクロスカントリー競技に係る会場設営、それから看板作成を行いました。また、今後は、16日の日曜日、マウントレースイスキー場におきまして、アルペン競技に係る会場撤去に職員を派遣するということを予定しておりますが、ここ教育委員会の職員だけではどうしても対応ができないということでござい

ますので、会場であるマウントレースイ、それから、この施設の、マウントレースイの指定管理者の窓口として、現場でのさまざまな調整に長けている産業課職員のほうにも応援要請をしまして、教育委員会 3 名、そして産業課 2 名の 5 名で対応することを予定しているものでございます。

報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。何かございますか。

(厚谷委員)

2 点確認したいと思いますが、まず 1 点目、ユーパロ幼稚園の関係ですね。いろいろ、採用にというか、何というのでしょうか、人材確保までの間、相当ご苦労されたという報告をいただいたところなのですが、その中で、直接、市教委さんとしても大学のほうにも足も運ばれているということだと思うのですがけれども、大学側のほうから見て、何か、ご助言ですとか、ご意見なんというのはあって、もし、お差し支えなくて聞かせていただけるような状況があれば教えていただきたいというのが 1 点と、それから、スポーツ大会の関係の報告がございましたが、ちょっと聞き漏らしていたら大変申しわけないのですが、このスポーツ開催、夕張市で開催するに当たった、何というのでしょうか、連絡というのですかね、どういう形で、誰が受けられて、最終的には市教委のほうに来たのかという、その確認をしたいと思うのですが。

(教育課長)

厚谷委員の質問にお答えをいたします。

1 点目の幼稚園教諭の人材確保の関係で、近くの大学を、私、回らせていただいたところではありますが、現在、全国的にそうなのですがけれども、待機児童の関係で、いろんなところで新しい施設が結構できてきているということもあって、幼稚園教諭、それから保育園の教諭について、いろんなところで採用を多くしているというようなこともあるということで、結構、都会といいますか、大きなまち周辺のほうで先生たちが足りなくなっているという現状があるというふうなことで、そちらのほうに生徒たちは回っているというようなことをお話を伺っておりました。どうしても、遠くに来るということが、子どもたちにしてみれば、ちょっと大変なのかなというようなことも聞いております。大学のお話としては、そういうようなところでした。

それと、もう 1 点、ほかの施設というのは、給与体系もちょっと、掲示板

にあるようなものをちょっと見させていただいたのですけれども、やはり夕張市の報酬、ほかの地域に比べると、ちょっと少ないのかなというような感覚は持ちました。

以上です。

(教育課主幹)

厚谷委員のご質問にお答えいたします。

まず、経過ということでよろしいでしょうか。実は、これは昨年３月に、一度、ちょっと打診がございました。実際、夕張のほうでスキーをやっている、今、札幌医科大学のアルペンスキーの監督をされています藤さんという方が窓口となりまして、過去５年間は長野の道路、それから秋田ということで大会をやっていたのですけれども、何とかちょっと夕張で大会をしたいということで、まずはマウントレースイさんのほうともお話をしたということで、まず、アルペン競技に関しての会場としては整いましたというようなお話がありまして、今後、どういう形であれ、夕張市内で、スキー連盟の会長さん、信田さんという会長さんを中心に実行委員会をつくって、今後、受け入れをやっているという考え方を持っているというところから、まずスタートをいたしました。我々といたしましては、どういう大会なのかというのは、まず全くわからないような状況でしたので、まずは、レースイでやるということだけの把握をしていたわけなのですけれども、その後に、クロスカントリーのコースもやるよということで、春から相談を受けていたものでございます。それで、当方といたしましては、石炭の歴史村や平和運動公園のコースで、こういうふうに使ってはどうかということで、一応、私が窓口となって、そのあたりの調整を図っていきました。それで、今回、最終的には、日程的にということで、どうしても平日、それから最終日に関して手が足りないということでの職員派遣の依頼を受けたという経過でございます。よろしいでしょうか。

(厚谷委員)

済みません、ありがとうございました。幼稚園教諭の大学さん側のご意見については、そのようにお話があったということで、ちょっとこちらのほうも受けとめておきたいと思いますが、スポーツ大会の関係ですね、それで、前に常任委員会で、どちらかというと、あれは産業課の関係だったかというふうに思いますけれども、常任委員会ではなかったかな、これからの観光事業に関しての市全体の取り組みも今後検討していくという答弁をいただいている記憶があると思うのですが、例えば、こういうスポーツ競技に関しても、ぜひ、その中で、検討の中に加えていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。と申しますのは、どちらかというと、いわゆる行政側が

主催するスポーツ大会というのは、これまで、どこの市町村もそうだと思うのですけれども、ほぼ主体的に進めていくというところが大体多い、大方なのだと思うのですよね。それで、夕張の場合は、どちらかという、いろいろな事情があって、受け身という形でスタートせざるを得ないと。それで、その中で、例えば先ほどお話があったように、まちでいろいろな活動をされている方を、これ、夕張のためによかれと思っていろいろ招致していただいたり、やっていたりしても、結局、最終的には行政の力も必要になってくる場面が出てくるということだと思うのですよね。それを、やはり、今の体制の中で、都度、受けるごとに、ちょっと頭をひねり、悩ませながら、従事の形をつくっていくというのが、これに限らず、いろんなところでちょっと出てきているかというふうに思いますので、そのあたりの整理もちょっと、今後の検討の中で必要ではないかなというふうに思うのですが、ご見解があれば、いただきたいと思います。

(鈴木理事)

ただいまご指摘いただきました、観光に関する庁内の協議のことをございますけれども、前回答弁をさせていただいてから、ことし、趣旨としましては、やはり非常にいろんな課にまたがると。例えば施設の活用だとか、いろんな、観光としての魅力の増進だとかいうことを庁内横断的にやろうということで、今進めているところでございます。テーマは、やはり自由にということですね、幅広にやっていこうと思って、今やっている最中でございますけれども、ちょっと今ご指摘いただいたような、協議自体とかそういったことについてという、視点というか、そういうことは現状はやっていないところでございますけれども、先ほど言いましたとおり、何といたしますか、柔軟的というか、観光というのはそういうような面がございますので、そういった、ただいまの指摘も受けまして、ちょっと個別具体的にこれをどうするというのは、今私の、ここで言うことはできないのですけれども、そういったことも検討しながら、とにかく夕張市にとっていい方向にというか、または、縦割りにならないようにということで一生懸命やっていきますので、ご指摘として受けとめておきたいと思います。

(大山委員長)

ほかに何か。

熊谷委員。

(熊谷委員)

ユーパロ幼稚園教諭の採用についてです。今、厚谷委員のほうからもありましたけれども、やはり以前からずっと問題になっていますように、報酬の部分がやっぱり大きな問題だというふうに思うのですよね。子どもたちの教

育にかかわることですから、今、改めてもう一回教えていただきたいのですが、今、実際、その募集をする際の幼稚園教諭の報酬というのは、どういう額で提示されているのですか。

(教育課長)

現在、月 13 万 3,600 円ということであります。

(熊谷委員)

これは手当とかはあるのですか。

(教育課長)

手当等は全くありません。この金額だけということになっております。

(熊谷委員)

教員免許がなければ幼稚園教諭できないわけで、そういうきちんと資格を持った方をこの金額で雇うというのは、本当に、そう簡単には来ていただけないだろうと、誰が考えてもわかることだと思うのです、家賃とかもかかるわけですし。そういうことを考えたときに、子どもたちの教育にかかわることということを最重要というふうに考えれば、例えば、この部分を見直すということを、ことし、市長は子育て支援をしっかりとやっていくのだということ、いろいろなところでおっしゃっているというふうに思うのですけれども、今すぐということは無理であっても、今後に向けて、ぜひその待遇の改善ということを、ぜひご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(教育長)

これは 12 月議会だったと思いますけれども、かねてから申し上げておりますように、人材確保については大変容易ではないというお話をさせていただきました。教育委員会としては、今、幼稚園の問題もそうですけれども、資格が必要な部分、あるいは、資格に準じた用務が必要な部分ということで、幼稚園、あるいは、ことばの教室の指導員、それから特別支援教育支援員、この三つぐらいにあるのかなというふうに思っています。今回、12 月公募をして以降、恐らく、三十数名の方と、いろいろコンタクトをとりながら、お話を聞かせていただいた部分があります。非常に、若い方と言うと、子育てというか、本当にまだ幼児で、それに手間がかかって、なかなかお手伝いできないという方が結構な数いらっしゃいました。そういった意味では、非常に市内全体のそういう資格を持っている方の構成みたいなものが、ちょっと両極に分かれているのかなというふうに感じています。先ほど、待遇面での、ほかの地域と比較してどうなのかという部分でいけば、確かに厳しい部分があるかというふうに思いますけれども、これは私どもだけの問題でもないわけでありまして、ほかの部署の問題もあって、これらとの整合性や、ある

いは、今回、子ども議会でしたか、子育て支援に係る、そういったものがスタートさせていきますので、そういった中での議論も出てくるのかなというふうには理解をしているところであります。

(大山委員長)

ほかに。

角田委員。

(角田委員)

それでは、これは教育課というよりは、その他のスキー競技のことに関して言うと、この間の映画祭もそうなのですけれども、やはり多くの方々をお迎えするに当たって、これはいわゆる三セクとイコールタ張市という、過去の歴史とはまた別のものという位置づけをしなければいけないのではないだろうか。なので、残念なのは、きょう、3月6日に、3月8日からの日程の報告が出ていますよね。こうではない形を本来はとらないと。というのは、来た方々、もう3月1日から来ているということを含めると、宿泊である施設は、それもそうであり、また、本町商店街並びに地域のそれぞれの業をなさっている方々も、多くの方々が来るということが、やはり新たな収入源の道でもあるわけだから、映画祭もそうだけれども、こういう報告はぜひ早くすることが大事だと思います。

これは、鈴木理事にお伺いしたいのだけれども、私たちは、かつて、いろんなことがあって、職員を、いわゆる観光の中で事業者のごとく使うことはいかがということで、差し控えた経緯があります。ただ、必要な職員について、手が足りない、せつかくやる事業について、大きな事故や穴をあけるわけにいかないときには、職員も含めて、使うことについてはやぶさかでないという判断をしています。その中で、このたびは、今、教育課と産業課、スキーに関してはね、人手をかりますということで、きょう、報告を受けていますけれども、もっと事前に、こういう行事に対しては、まちを挙げて取り組む姿勢がないと、やはり、今いる観光施設の職員、働いている従業員、並びに、大きな経済の活性化という観点からすると、非常に奥ゆかし過ぎるのではないかという考えを持ちますが、鈴木理事、どうでしょうか、この辺。

(鈴木理事)

そうですね、職員の派遣も含めて、過去に、議会側との議論の中で一定の整理を ということは当然聞いてございます。それで、今回のことでございますけれども、やはり、今週末、3月8日ということで、ご指摘のとおり、例えば、もう少し早目にわかっていたら、飲食店の方たちとかが迎える対応とかですね、そういったことをとれたのではないかということは、ごもっともだと思ってございます。一つ、非常に難しい、財政再生団体からの経緯と

ということがございまして、その中で、なかなか限られた職員の中で、しかしながら、市のいろんな、市にとってプラスになるような事業については、議会に報告をして職員を出すというふうな整理になってございますので、時期とかそういった、または、職員だけではできないので、市民の方に対する周知ということも含めたことになるとは思いますが、今回、もう少し早目にわかれば、もっと対応できたのではないかとのご指摘は、今後ですね、受けとめてやっていきたいと思っております。

(角田委員)

財政再生下にあるのは事実でありますけれども、だからこそ、活性化に向けた取り組みも、再生に向けた取り組みも、絶対的に必要なわけですから、それは事前に協議をした上で方向性を打ち出して、まち全体で取り組むということで私は整理したほうがいいと思います。このたびは実行委員会が設立されて、その応援という形ではあります。理事の言うとおりに、市が主催するわけにはいかないですけれども、こういうきっかけがあって、全国からいろんな方々をお迎えするに当たって、再度、またこの夕張でこういう大会を持てるようにということを含めて言うと、やはりそこに来られた方の満足度を高めるためには、やはりこれは全庁を挙げて、職員を全部というわけではないですよ、知恵を出しながら、こととして、来られた方々の満足度を高めるということは、やっぱり一丸となってやるべきことだと思いますので、そういうことで、きょうは、もう間近に迫った大会の報告を二日前にいただいたということに対して、一つ意見として言わせていただきました。これはこれとして。

次に、パークゴルフ場の指定管理取り消しについて、これは教育課から上がっているのですけれども、実際は、今、パークゴルフ場 3 カ所あるうち、いろいろ、経営されている、指定管理を受けている組織が違っていることを踏まえて、これも理事にお伺いしたいです。今、紅葉山については、入場者の料金をもって運営している中で、もう限界だということで、お返ししたいということも あります。並びに、南部と虹ヶ丘に同じくパークゴルフ場があって、それぞれの指定管理者が運営されているのも現状にあります。ここに、破綻以降、指定管理のもとでパークゴルフ場を運営してきた。一つの事実として、限界ということの中で、返上という、こういう形が現実的に出てきた。その中で、夕張の、特に虹ヶ丘についても、同様の話を聞く状況にあります。その中で、指定管理者に任せておくことの、もう限界に来ているということも踏まえて、例えば公的施設については、指定管理については、一定の手だてをとる考えが先示されたところです。ただ、パークゴルフ場については、その件から漏れていたのも事実だし、何とかしなければ

ならないという現実が今出てきています。これらについて、どういう方向で考えていくのか。今、現指定管理で受けている方々の協議は当然のことなのですが、このまま放置していくと、市内からパークゴルフ場がなくなっていく可能性は少なくないとは私は考えるのだけれども、この辺について、何か事前に協議をされたのか、そうでないのか、新たにこれから協議をしようとしているのか、現状について、まずお聞かせ願いたいと思います。

(鈴木理事)

まず一つは、紅葉山パークゴルフ場に関しては、指定管理の方と昨年来から協議をさせていただいたところがございます。それから、一つ、現状としましては、パークゴルフは、紅葉山パークゴルフ場というのが指定管理の方に今までやっていただいたと、今回返上ということでございますが、虹ヶ丘パークゴルフ場のほうは、現在は指定管理という形ではなくて、つまり、行政の財産ということではなくて、普通財産という形として運営を、今、事業者にしていただいているということでございます。シューパロの里のパークゴルフ場についても同様でございます。しかしながら、パークゴルフという、そういうふうな、市内のパークゴルフということはどうしていくかという視点は、例えば、以前ご指摘があったように、高齢者にとっての健康増進だとかいった観点もでございます。それから、ただ、現状としては、虹ヶ丘パークゴルフのほうでも、情報とかいろいろやりとりする中で、やはり芝の管理が非常に難しいと、芝の管理に経費がかかってしまうというような課題もございます。そういう中で、今回、紅葉山のほうではこういうふうなことになるかもしれませんが、なかなか、全て市でやるということも、今の現状では難しい中で、やはり市内の今あるパークゴルフ場をどうしていくかということは、今後、方向性だとかそういったことは、市として考えていきたいと思っております。

現状の話で言うと、虹ヶ丘パークゴルフ場というのは、来年というかですね、今のところは、施設を返上するとか、そういったことは考えていないというふうには聞いてございます。

(角田委員)

これは、実際の話として、役所には伝わっていないかもしれないけれども、もう、運営上、あっぱあっぱしているのは事実です。放置すると同じような事態が生まれるし、指定管理ではないので返上ということにはならないのかもしれないですけれども、ここで重要なことは、市内でパークゴルフが楽しめる場所がなくなってしまう可能性が高いということなのです。これは、どなたが運営するとか何とかではなくて、理事の言われるとおり、高齢者並びにレクリエーションの場でもある中で、何とか確保をしなければという動き

があるのかないのか、三つあるものを一つでもしっかりと守ろうとする動きとして、いろんな形で財源手だてを考えた上で、残そうとする気があるのかないのか、そこら辺だと思うのですよね。運営者にただ預けて、このまま放置することで済むのか済まないのかというところの考え方だと思うのですけれども、現状は、新年度予算も出た中で、これらのことについては、現状はないというふうには考えますけれども、でも、将来的に、ことし1年も含めて言うと、今シーズンできるかできないかもしっかりと確認とらなければいけないところもあるし、もしできないとするのであれば、どういう手だてが必要かということを真剣に取り組まないと、放置してしまったのでは、パークゴルフ場も、1年放置すると、ただの原っぱになりますので、その機能は全て失われていくのも現状にあります。そこら辺で、取り組む姿勢として、どうあればいいのか。今、現にやっている方々と当然協議を持ってもらいたいけれども、その中で、必要とあれば、いろんな手だても考えなければいけないと私は思うのですけれども、まずは、現運営者と協議を持って、それに動く姿勢があるのかないのかを、まず確認したいです。

(鈴木理事)

パークゴルフについての市の姿勢というか、そういうところでございますが、やはり、個別のことよりも、今ある中で、三つあるというふうな現状がありますので、その中で、例えば、今ご指摘のとおり、一つは必要なのかどうかとか、そういったことも含めて、やはり非常に厳しい状態もございますので、それは、こちらとしても、その姿勢というか、対応方針というのを、これからやはり考えていきたいと思ってございます。その辺、やはり、どうしても、あるにこしたことはないのですけれども、非常に厳しい状況もございます。ただし、ずっと従来から指摘いただいているような、そういった、市内にどこもなくなってしまうのかという視点もございます。そういった非常に難しい中で、やはり市としても、市内のということで、例えば、今やっている方たちとの連携だとか、いろんな選択肢と可能性ということはあると思いますので、そういうことを含めて、いろんな方たちの知恵とかそういうことを出しながら考えていきたいと思っております。

(角田委員)

今、理事の言われるとおりだと思いますので、やはり、この市内においてパークゴルフ場はやっぱり必要だという考えの中で、どうしたら残せるのかという協議を積んでいただきたい。これは要望です。

(大山委員長)

ほかに。

小林委員。

(小林委員)

紅葉山のパークゴルフ場の件で、当然、指定管理者と何度かお話をされたと思うのですよね。その部分で、特に先ほど、利用する人数が六千何ぼから二千九百何ぼになるだろうと、これ、当然、夕張市の人口が減っている部分もあるかと思うのだけれども、パークゴルフ場を利用する人方の構成と言ったらおかしいけれども、夕張の人口が減ったから少なくなったのか、それとも、高齢化してパークゴルフ場に行けないのか。それと同時に、確認なのだけれども、それを指定管理者が管理するときに、一番課題になってくるのは、これは生活館の管理と似ているのですよね。生活館の利用は、前は、葬儀がいっぱいあれば、何とか利用料を取れるという部分であるのですけれども、当然、パークゴルフ場で何百円かお金を取って、それで運営するという部分で、それがなくなると運営に支障を来すというのは当然あるのだけれども、それ以外の課題というか、その利用人口の動向と、それから、課題として挙げられるのは、その管理に、芝の管理とかでお金がかかるという部分もあるのだけれども、その管理のあり方という部分での課題というのは、何回か話はされていると思うのだけれども、その部分の確認をさせていただきたいと思います。

(教育課主幹)

小林委員のご質問にお答えいたします。

まず、利用者の構成ということで、これも聞き取りをしながら、何度か会長さんのところに行きまして、具体的なお話をさせていただきました。近年においては、パークゴルフ愛好者というのは、聞き取りの話の中では、固定化というよりは、同じ方、それがどんどん減っていつているというのがまず1点です。それから、以前は、紅葉山パークゴルフ場に大会等を行うものがありまして、その大会のために必死になって練習する市民の方々の姿というのがあったのですけれども、そこは、今、残念ながら、大会は当日ぶつけてやっているということで、練習をする方が少なくなっていると、ここはかなり利用者が減っている原因であるということで、会長さんはおっしゃられておりました。その部分での利用者の減ということです。

それから、課題点としましては、先ほど来からもいろいろありますが、芝の問題、当然、管理運営ですとか、自然が相手になりますので、天候の状況ですとか、利用 によっては大きく変わってくると思うのですけれども、紅葉山パークゴルフ場については、芝の管理運営費に関してはかなり緊縮した状況でやっていたというのも現状です。工夫しながら、それから、有識者の方々が入って、朝から晩まで管理をしていたという状況も聞いていまして、現状だけ見ただけでも、正直、潤沢なお金があるわけではないですから、ば

りとしたものではないと思いますけれども、芝のほうも、ある程度は管理ができていたということに関しては、非常に、本当にありがたいところでございます。一方、やはり人手の問題もございます。この管理を実際にやる町内会、四つの町内会の会長さんが集まって、この運営施設をどうしようか、そして、紅葉山地区にも設置されていますパークゴルフ愛好会というものがございまして、この方々のお話も聞きながら実際やるのですけれども、やはり1年、2年ということで、人も年をとっていくということがございますので、そこで、どうしても、1人欠け、2人欠けというような状況下になっていくということで、今回、町内会長の判断ということも、今後の人の問題、これも、何年も続けていくのは非常に難しいのではないかとということもお話の一つとしてはあったところでございます。課題としましては、このような内容でございます。

(小林委員)

これは要望になるかと思いますが、私も角田委員と同様ですけれども、今話された課題、それから現況を十分しんしゃくした中での取り組みをお願いしたいと思います。これは要望になります。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(高橋議長)

それでは、私のほうからも、先ほど来から角田委員なり厚谷さんからもお話がある、今週末からある医科大学のですか、スキー大会の関係なのですけれども、かろうじてといいましょうか、開催前の報告ですから、とりあえず、きょうの報告ということなのですけれども、やはり先ほど来から出ているように、もう少しやはり、前段、前段の中で、こういった事業、そしてかわり、そういった部分のお話があってもしかるべきだったのかなというふうには、率直に思っております。

その中で、先ほどもお話あったとおりなのですけれども、せっかくこれだけの大会規模、これだけの大会開催をするに当たって、昨日来ぐらいから、少し、駐車場の看板だとか、そういったものが張り出されて、ようやく気づく方も多くいらっしゃるような現状であって、こんなものがあるのかというような部分が、あちこちでちょっと聞こえるところも出てきておりまして、やはり宿泊施設ですとか、本当に純粋に関係しているところはわかっていたとしても、肝心の受け皿となるべきところの対応というのが、では、果たしてどこまでそういったものが周知されているのかというのが、非常に、これだけ経済効果があると思う、人数も含めてですね、これはもう少し、やはり今後の反省としてやっていったらどうかなと思います。

そこで、これは教育委員会だけの問題ではないという話も先ほどから出ているのですけれども、ちょっと重複しますけれども、これ、行政のほう、理事も含めてお考えください。一昨年、予算委員会で、観光に資する部分、夕張の発展性に資するための部分において、この市の人的な協力を含めてということで、最終的には、そういう合意形成の中で、そういう求められた場合においての、そういった人的な協力を各団体さんに行っていると思うのですけれども、ただ、あのときの予算委員会では、相当いろんな議論があつて、予算委員会も中断し、最終的に、落としどころとして、広報等で、では、これは全体的に周知をかけていきましょうということで、今のような文言整理を入れていって、もし、各団体なり各地域性からそういった申し込み、そういったものがあれば、行政として、そういった観光に資する、夕張の発展性のあるものについてはということで、していると思うのですけれども、ただ、今、ちょっとここで、ほぼ2年ぐらいずっと、それから経過してきているのですけれども、何かそれがもう、ちょっと当たり前のような状況のような感じにもなっているものも、これは教育委員会だけではないですよ、ほかの全体の部分含めて、先般の映画祭も含めてなののですけれども、この辺を、少し、一度やっぱり、私、もう一度整理する必要があるのではないのかなと思います。あのときも、たしか、人だけの協力云々ということには、果たしてならないのではないかという話も出ていたと思います。当然、行政がかかわるということは、総体的にいろんな部分を補っていくような方向性の話だつて出てくるのではないだろうか。例えば今回もそうなのかもしれない、映画祭というのもそうなのかもしれないのですけれども、いろんなやっぱりですね、実際に来る相手のお客さんにしてみたら、どこが主催云々しているなんていうのは正直わからないのであつて、やっぱり夕張でやっていることには変わらないわけであつて、行政にいろんな問い合わせとかですね、当日の対応面含めて、いろんな部分あると思うのですよ。そのときに、この行政がかかわった、人的な協力云々だけといつても、そのときに、私たちは人手だけの部分で、実際は何も知りませんとか、そういうことにはやっぱりならないと思いますし、実際、問い合わせが来たときとかも、そんな答えにはならないのでしょうか、やっぱりそういったことも含めて、一度、ちょっと、今議会の予算委員会等にも、これ、少しですね、全体的にこの辺のまた、今後、人的な協力及びその経過も含めてどうしていくのかということ、私は少し整理する必要があると思うのですよね。でないと、何か、当たり前のように出ていって当たり前、きょうは、たまたまこういう報告は、ちょっと遅いかもしれないけれども、ありました。だけれども、実際、今は、もう報告すらもないような状況になってきて、どこで、何が、どういうふうな人的な協力を

受けているかというのも、例えば 1 年を通したって、私たちもやっぱり、目立っているところはわかるのかもしれないけれども、では、それ以外、どういうものに出ているのかというのは、正直、見えていない部分というのがたくさんあると思うのですよ。だから、そういったものを少しやっぱり出していただきながら、少し整理する必要は、僕はあるのではないかと考えていますので、もし、これは、今議会中、僕はそういう部分の整理課題も含めてやっていきたいと思いますという意味なのですから、もし何かあれば、お答えいただければと思います。

(鈴木理事)

そうですね、もともと、財政再生団体になって、職員はこういうことに対して一切、派遣というか、そういうことはなくなったということが、まずスタートがあって、特に 2 年前に、この一定のところで、非常に活発な議論というか、そういった上で今の状況になったということは、私もよく聞いてございます。それで、私としても、整理としては、特に新しいような、今回のようなことがあったときには、しっかり議会に報告するという事で認識しながら運営してきたつもりでございます。ただ、それで、議会側の受けとめまして、それが不十分だとか、全然、そういうふうに受けとめられるのであれば、やはりこちらとしても、しっかりと周知をして、議員の皆さんもそうですけれども、住民の方もそうですし、そういったことで夕張としてということは仰せのとおりでございますので、そういった形なのだという事は受けとめていきたいと思えます。

それから、整理する必要ということでございますけれども、それは、今回、きょう、議会側のほうからそういうご提案があったということで、持ち帰って検討したいと思えます。

(高橋議長)

理事、これは、今、唐突に言った話でもありますから、ましてや教育委員会だけの問題ではない部分でありますから、少し、各課またがる全体の議論として、予算委員会まで少し整理をしていただいて、むしろ行政側からとして、そういった方向性を少し出していただきたいと思えます。その上に立った議論をしていく必要性は、私はあると思うのです。でないと、一昨年、あれだけやっぱり議論を深めてやった意味というのが、果たしてどうなのかなというものもありますし、私も、出してはいけないとか、人的な部分はだめだとか、そんなことを言っているのではないのです。当然、夕張のために資する部分とかということで、行政として判断して、当然今まで、いろんな部分の事業に出されているのでしょうから。ただ、そこが当たり前のような状況、では、どこまでが当たり前で、どこまでがいい悪いも含めて、そ

の辺が少し、今、なあなあになってきてしまっている部分が多少あるのかなと。これは、両理事によく私言いますけれども、そこが今、各課を束ねる理事として、横の連携性の部分が、少し統一性が欠けているところではないのかなというふうに思っておりますので、いろんな部分で、この部分については、慎重にもう少し議論をしていく必要性が私はあると思いますので、きょうは3月議会前の委員会ですから、3月議会の、特に予算委員会で、この辺、少し議論を深めればと思っておりますので、お願いします。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 第3回夕張市地域公共交通協議会の結果について
2. 鹿の谷公衆トイレネーミングライツの公募について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室室長)

それでは、まちづくり企画室から報告をさせていただきます。

まず、1点目、第3回の夕張市地域公共交通協議会の結果について、主幹より報告を申し上げます。

(押野見まちづくり企画室主幹)

それでは、第3回夕張市地域公共交通協議会の結果についてご説明申し上げます。資料1をごらんください。

まず、本年度の協議会の開催状況ですが、全体でやる協議会を3回、DMV及びデマンド交通の分科会をそれぞれ3回ずつ開催いたしました。開催日時については、記載のとおりでございます。

次に、DMVの導入計画についてでございます。平成24年度に策定しました、夕張市生活交通ネットワーク計画に基づき、平成25年度は導入方策を検討するとともに、事業見通しや事業スキームの検討を行ってまいりました。主な検討内容は記載のとおりでございますが、皆様ご承知のとおり、今年度のDMVを取り巻く環境は非常に厳しい状況でありますので、関係機関の情勢を注視しながら、状況の変化に応じて、計画、スケジュールを変更しながら、DMVの導入実現を目指していきたいと考えております。

続きまして、裏面をごらんください。

次に、デマンド交通導入検討についてでございます。DMVと同様、交通ネットワーク計画に基づき、夕張市の地域状況に合わせた実現可能なデマンド交通について検討を行ってまいりました。主な検討内容は記載のとおりでございますが、本年度実施したアンケート結果に基づき、さまざまな観点から、デマンド交通の受け入れ可能性の高い地区として、南部地区を先行導入地区として、関係事業者間と協議を行いながら、早期の事業実施を目指します。南部地区で先行導入することで、市民理解が進み、真谷地地区、楓・登川地区等での需要を確認しながら、今後の導入を検討していきたいと考えております。

また、資料には記載してございませんが、今年度事業の一つでございますが、公共交通の利用促進策として夕張市公共交通ガイドの素案の作成を行っております。現在、市内 9 地区を対象にしたガイドを作成している最中であり、でき次第、作成、配付したいと考えておりますが、本年 4 月及び来年 10 月に予定されている消費税の増税に伴うバス料金の改正及びデマンド事業の導入による路線の改正等を鑑みて、当面、夕張市のホームページに掲載して周知し、予算の確保や情勢の変化を考慮して作成、配付したいと考えております。

本日は、本年度最後の協議会が 2 月 5 日に開催されたことから、概要をご報告申し上げ、最終的に本年度の報告書ができ上がった段階で、議員の皆様へ配付いたしたいと考えております。

以上でございます。

(まちづくり企画室室長)

それでは、続きまして、資料 2 をごらんください。夕張市の鹿の谷公衆トイレのネーミングライツの公募についてでございます。

こちらにつきましては、平成 21 年度以降、鹿の谷の公衆トイレの維持管理経費の歳入確保方策として、ネーミングライツの手法を活用してきたところでございます。来年度につきましても、同様に、ネーミングライツを活用しつつ、歳入確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。なお、開設期間につきましては、このネーミングライツ自体に、応募の有無にかかわらず、来年度につきましても、4 月末から 11 月上旬までの 6 カ月間を開設予定としているところでございます。こちら、具体的には、募集期限は 3 月 20 日の午後 5 時までという形で、広報等で周知を図りつつ、募集を募ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はありますか。

(まちづくり企画室室長)

その他、1点ございます。内容につきましては、民間賃貸の住宅建設補助の事業についてであります。こちらについては、今年度から新規事業として、事業の概要を簡単に申し上げますと、1戸当たり200万円の補助金を交付して、上限8戸分の1,600万円としております。こちら、25年度から5カ年で40戸の民間賃貸住宅を建設してまいる予定で進めているところでございます。今年度につきましては、この事業を行う事業者と打ち合わせをしつつ、今年度の事業の完成を目指して調整してきたところでございますが、先週末の段階で、急遽、事業者サイドから、あくまで口頭ベースでございますが、関係資材の、建築資材の高騰を理由に、事業を辞退したいということの申し出があったところでございます。現在、こちらからは、その事業に対して、口頭ではなく書面にて事業辞退の報告をするよう求めているところでございます。こちら、現時点においては、まだ報告が届いていない現状でございます。我々としては、来年度以降も、この事業については積極的に進めてまいる所存でございますので、今回このような形で事業が断念という形になっております課題等を早急に検討して、来年度は確実に事業が実施できるような体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

デマンド交通について伺います。ちょっと聞き漏らしたかもしれないので申しわけないのですが、住民に受け入れられる可能性が高い南部地区を対象に、先行的に導入するということですが、導入の予定がいつなのかということと、それから、利用者の費用負担ですが、どういうふうにお考えでしょうか。

(押野見まちづくり企画室主幹)

まず、デマンド交通の導入時期についてでございますが、現在、実施する事業者といろいろと協議している最中でございます。当然、黒字になる事業ではございませんので、市の負担、事業者負担等々もいろいろと協議しながら、事業者の選定と事業実施時期、あと運行回数、運行日数等々も、さまざまな関係で、いろいろと協議しなければならないことがまだまだございます。

ので、導入時期については、まだ明確にご回答できる段階ではございません。
ただ、早期に実現したいという考えではございます。

それと、料金についてですけれども、今現在、市の事務局として想定しているのは、南部地区から清水沢地区までの、現在のバス料金である 400 円を想定として検討はしておりますが、それも事業者との事業費等々の関係から、まだ確定した金額ではございませんが、今の想定としては 400 円を想定して検討に入っているところでございます。

以上です。

(熊谷委員)

高齢者のパスがありますよね、それと比較すると、今、高齢者のパスは 100 円ですよね。400 円出しても利用するというような、そういう利用者の方たちの要望というか、意思確認があるということではよろしいのですか。

(押野見まちづくり企画室主幹)

確かに、アンケート調査、各地区で実際に行ったときでは、高齢者パスの利用ですとか、あと、通学というか、小中学生の通学、登下校時間は路線バスを運行させる予定ではいるのですけれども、例えば、多少時間が遅くなったときに、そのデマンドを利用したときに、定期を提示して乗れるのかどうかですとか、あと、障害者が乗られるときに割引制度はどうかということについても、当然、割引の対象にしなければいけないのではないかとすることは前向きに検討している状況でございます。

以上です。

(熊谷委員)

済みません、今、障害者割引のことがありましたが、高齢者についての割引というのはないということですか。

(押野見まちづくり企画室主幹)

済みません、言葉が足りなかったのかもしれませんが、高齢者敬老パスというのを 100 円で乗れるということも含めて、前向きに検討をしているところでございます。

(熊谷委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(厚谷委員)

ちょっと予算に若干かかわってきってしまうかもしれないのですが、先ほどの民間賃貸の関係ですね、今年度についての状況を報告いただいたところですが、例えば、予定戸数からすると、40 戸を最終的にということになってい

る関係からすると、やはり市のほうとしては、新年度に、今年度実施できなかったもののプラス当該年度で予定しているものの実現を目指すということを予定されているのかということですが。

(まちづくり企画室室長)

25 年度分については、今、26 年度の当初分は 24 戸分ですね、今回できなかった 8 戸分を 26 年度中に行っていくかどうかについては、当然、当初予算後の補正予算の対応が必要になりますので、そこは現時点では、まだ具体的には想定しておりません。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(高橋議長)

私もちょっとデマンド交通の関係でお尋ねしますけれども、ここで言う関係事業者間というのは、具体的に、どこのものを指していますか。

(まちづくり企画室室長)

ちょっと具体的な企業のお名前は差し控えたいと思うのですが、基本的に、今、鉄道、バス、タクシーという、市内に交通機関ございますが、そのうち、デマンドを担う事業者として我々が想定しておるのは、バス事業者、タクシー事業者でございます。

(高橋議長)

ここで、こういった関係事業者間との協議という部分では、今言った、当然、交通関係中心とされた企業さんと、いろいろと打ち合わせ、協議をしていかなければいけないのはわかるのですが、先ほども出ている、高齢者の方も含めて、いろいろと利用を図っていく目的とするならば、買い物の関係も一つ、さらに、医療関係のやっぱり部分というのも大きく出てくると思うのですよね。そこで、では、そういったところとの連携性というか、協議というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねしたいのですが。

(まちづくり企画室室長)

我々が今、具体的にその事業を進めていく進め方として想定しておりますのは、まず、今、実のところ、デマンド交通を積極的に行いたいという事業者はございません。それは、先ほど主幹から申し上げたとおり、この事業が採算性に見合う前提にないというところが一番ネックになっているところで、まずは、やる気を、何とかデマンドをやってもいいという事業者の、その気にさせるというところが、まず第 1 段階の調整だと考えております。その上で、では、具体的に、事業を実施する際に、議長ご指摘のように、買い物への活用ですとか、例えば医療機関、今、無料送迎、医療機関が行っています

が、そういったものを含めて、何とか、市全体で今かかっているトータルコストを下げるような効果を生じさせるようなデマンド交通の導入というのができないかというのは、当然我々の求めるところでもございますので、そういった意味で、次のステップとして、関係者との協議というのは不可欠だと考えています。

(高橋議長)

そうですね、方向性の話としては非常にいいことだと思いますけれども、ちょっとだけ気をつけていかなければいけないのが、そういう関係する、いわゆる市内とのそういった、実際、関係性がこれから持たれるような、そういった部分のところとは、今言われた、特に医療機関なんかは、送迎というのが当たり前のようについています。そこでは当然、送迎のための雇用というものをしているでしょうし、さらには、その送迎というものを一つの目的とした、ただ足の部分の確保云々だけではなくて、日ごろのやはり、患者とのコミュニケーションを図る場として、室内でのいろんな話を聞く場としても活用されているような目的も果たされているようでありますから、そういった部分の需要というのが逆に消えてしまうようなことになると、それは果たしてどうなのだ、云々だというような話になっていっても、せっかくいいことを導入してもですね、だと思うので、その辺を少し整理をしながら、今後ちょっと検討していつてみられてはどうかと思いますので、お願いします。

(大山委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

以上で、午前の部を終了し、建設課は午後 1 時から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

初めに、午前中、教育委員会から報告を受けましたが、答弁、一部訂正があるということで、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育課長)

午前中の報告の中で、熊谷委員からの質問に対する答弁で、幼稚園教諭の 1 カ月の報酬について、13 万 3,600 円と答弁をしたところでありますけれども、13 万 6,600 円の間違いでしたので、訂正して、おわび申し上げたいと思いま

す。大変失礼いたしました。

私からは以上です。

(大山委員長)

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、教育委員会の報告を終わります。

【建設課】

1. 市営住宅条例の一部改正について
2. 市営住宅使用料等の滞納に係る訴訟の提起及び和解について
3. 損害賠償額の決定について
4. 降雪状況について
5. その他

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、今議会に付議する案件 3 件と、4 番目になりますけれども、今年度の降雪状況について、その他、口頭で 2 件ほど報告させていただきます。

(近野建設課主幹)

それでは、1 番目、市営住宅条例の一部改正についてでございます。市営住宅条例と賃貸住宅条例の二つの案件なのですが、資料 1 をごらんください。

平成 25 年度中に行った住宅の除却、それと萌団地 4 棟 20 戸の建設等に伴う管理戸数の整理について条例の改正を行うものです。

合計の増減では、25 棟 82 戸の減となっております。また、共同施設の駐車場については、備考欄に団地名称と区画数を追記しております。

2 番目、滞納者への訴訟の提起及び和解についてであります。資料 2 をごらんください。

高額滞納者及び長期滞納者の中から 2 名に対して、停止条件付市営住宅使用取消し通知を送付したところ、それぞれ和解の申し出がありました。その内容について検討した結果、1 名については訴訟の提起を行い、1 名については和解が合意できるものと認められるので、即決和解の申し立てをするということになりました。

訴訟提起の概要ですが、法的措置者、篠原政利、滞納額 224 万 4,300 円です。

次に、即決和解についてですが、相手方は、保坂卓、滞納額は 199 万 4,400 円です。

地方自治法第 180 条第 2 項の規定により市長の専決処分を行っておりまして、定例議会において報告の予定でございます。

次に、損害賠償額について、3 の項目であります。

平成 25 年 12 月 5 日開催の本委員会において報告しておりました突風による被害について、被害額が確定したので報告いたします。

事故概要については、平成 25 年 11 月 10 日日曜日 10 時ごろ、夕張市清水沢清陵町 21 番地で発生した、物置の屋根が剥がれ落ち、車両にぶつかった事故です。相手方は佐々木雅人です。被害額については、車両修理業者から見積書を徴し、平成 25 年 12 月 25 日開催の損害賠償委員会において承認後、示談し、翌日、市長専決としたものです。賠償額は 36 万 4,039 円となります。本件については、3 月定例議会にて報告の予定でございます。

以上です。

(建設課都市計画土木担当課長)

続きまして、4 の降雪状況について、資料 4 にてご説明申し上げます。

平成 26 年 3 月 3 日現在の取りまとめた資料でございます。

清水沢観測の降雪量は 714 センチ、昨年 of 同時期、814 センチに対し 100 センチ少ない状況でございます。積雪深さにつきましては、本町観測で 129 センチ、清水沢観測で 70 センチ、本町地区では 1.8 倍程度多くなっている状況でございます。

また、本日、3 月 6 日現在 9 時の取りまとめを、資料にございませんけれども、口頭で、降雪量は 737 センチ、同時期、816 センチに対して 79 センチの少ない状況になっております。積雪深さは、本町で 140 センチ、清水沢で 77 センチの本日の状況でございます。

2 番目は、除雪の出動回数についてでございます。昨年と比較して、本町地区で 24 回、昨年より 7 回少ない状況です。清水沢地区で 15 回、マイナス 10 回、南部地区で 22 回、マイナス 6 回、沼の沢地区で 14 回、マイナス 7 回、紅葉山地区で 12 回、マイナス 7 回、合計 87 回、昨年の 124 回に対して 37 回少ない状況でございます。

2 ページになりますけれども、2 ページは平成 13 年度から降雪量をグラフにした資料でございます。今シーズンの積雪状況では、1 月は平均より多い降雪でございましたけれども、2 月に入り、平均降雪量 196 センチに対して 90 センチ、106 センチ、平均よりも少ない降雪量でございました。

今後の気象状況なのですけれども、本夕方から降雪や風が強くなると予想されております。3 月に入っても北海道などに寒気の入る状況が発生すること

が予想され、注意が必要と気象庁では言っております。これから降った降雪については、湿った雪が降る可能性が高いため、なだれや着雪による事故等も注意、警戒が必要ということで、担当としては気が抜けない状況となっております。

次に、3 ページになりますけれども、夕張警察署、北海道建設管理部、夕張市と、雪害対策協議会による雪害防止交通安全パトロールを、2 月 7 日に、末広地区を中心に道路除雪の協力依頼、屋根からの落雪事故、冬道の交通安全についてパトロールを行い、協力要請を行ったところでございます。

続きまして、その他、口頭で続けてよろしいでしょうか。

(大山委員長)

はい。

(建設課都市計画土木担当課長)

その他で口頭報告、2 件申し上げます。

シューパロダムの来年 4 月の供用開始に向け、3 月 4 日に湛水式が行われたことを報告申し上げます。

また、2 点目につきまして、普通河川、プトマチャンベツ川の災害復旧応急工事についての状況報告でございます。池の湛水箇所の土砂除去をほぼ解消され、池の湛水の危険性のない状況まで持ってきております。また、その土砂の移動についても、今後、工事を引き続き行っている状況でございます。今後、融雪時期に向けて、北海道開発局より、今の湛水区域の部分に水位計を設置していただき、外部観測できるような形でも注意をしているところでございます。

以上で報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

滞納者への訴訟について伺います。滞納月数を見ますと 88 カ月と 92 カ月ということで、7 年とか 8 年とかということだというふうに思うのですが、少ない職員の人数で収納対策を非常にご苦労されていらっしゃると思うのですが、こういった頻度というのですかね、どのくらいになったら、どういう督促をするというか、そういうのを教えていただけますか。

(近野建設課主幹)

今回の 2 名については、破綻になった当時、72 名について、その滞納対策として名簿に残っていたものです。現在は、その 72 名についても半分程度、

転出だとか訴訟だとか亡くなった方だとかいまして、減ってはいるのですけれども、実際に、そういう督促状ということで、6月と12月ぐらいに、毎月毎月、催告状は出しているのですけれども、家賃なものですから、毎月毎月料金が　　しまっていて流れていますけれども、半年ごとに、滞納のある世帯については催告状を出しています。訴状の基準としては、大まかに、もともと200万円を超えるものについて訴訟を起こすという形にはしております。めどという形ですから、実際に200万円いってなくても、その支払う意思のない者については訴訟を起こすという形では考えております。実際に、そこから選定しながら、実際に折衝しながら、その家庭の状況だとかを確認して、折衝しております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい、いいです。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(厚谷委員)

今の住宅の訴訟の関係なのですが、それぞれ、訴訟提起と、それから和解ということで、2件掲載されておりますけれども、この協議を進める中で、例えば、住宅料を納付しない理由だとか、納付できない理由というの、それぞれ聞かれている部分があるかと思うのですが、そういったものがあつたのかどうかというのと、もし、理由が述べられていればお聞かせいただきたいと思うのですが。

(近野建設課主幹)

この者については、過去にも、これだけの滞納の月数ついていきますので、何度も折衝している2名です。実際に、この方たちは働いておりますので、収入はあります。収入ありながら滞納を繰り返すという状況が起きていましたので、実際には、理由としては、いろいろ、病気だとか、そういうこともお話の中には出てきております。ただ、払えないという状況については、本人も、払える状況にありながら払っていないということは自覚しておりますので、そのことでは何度も指導をしている2名です。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(角田委員)

その他の報告で、シューパーロダムのことであったと思うのですが、この間

も、式典も含めて行われて、工事のほうも一定程度、もう終了したということの中で、これまでシューパロダムについては、ダム道路特別委員会も含めて、ダム対策ということで、議会のほうも専門的に扱ってきたところであります。その中で、シューパロダム建設に当たっての住民移転も含めて、いろいろな経緯、経過があつて、今の状況にあるという中で、やはりこれはしんとくせいも含めて、道路のこと、そして、ダムの活用のこと、そして、今後、このダムがどのようなことで、夕張市にとって財源的にどういうことなのかということを一定の整理をしないといけない、総括しなければいけない時期に来ていると思うのですよね。そこらの考えについて、ちょっとお伺いしたいです。

(建設課長)

シューパロダムの湛水式が3月4日に挙行されたということについては、新聞報道もあつて、いよいよ試験湛水が始まり、来年の4月1日をめどに供用開始が始まると、いよいよ完成が間近なのかなということで、議員の皆さんも感慨ひとしおでないかなと思っております。市が再建団体になる以前は、角田委員のおっしゃるとおり、市議会のダム対策特別委員会を通して、ダム事業の進捗や周辺整備の取り組みなどについても議論いただいていた部分と、私どもも承知しております。その後、再建団体移行後ということで、市の事業ができなくなったという部分もありまして、基本的には、ダム事業所から各年度、事業報告をいただいた上で、行政委員会の中で事業報告を説明させていただいてきたという経過がございます。ただ、そういう意味で、総括という意味では、その部分を踏まえて、ダム事業を、今までの経過を踏まえて、記念碑の移転の関係もございますし、その辺を踏まえて、今年度の事業もあります。今後、また竣工式の話も出てくると伺っていますので、その辺も含めて、ダムの事業計画を伺いながら、改めて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(角田委員)

報告をということでありますから、そういうことなのですけれども、やはりここは、やっぱり鹿島地区を中心に、やはり住民移転ということの、かなり大きな、一つのまちが水没するということも含めて、大きな、夕張市にとっても、事業としても大きいですが、住民協力をいただきながら成し遂げたという一つのやはり一大事業であったのは間違いない。その中で、反対者もいた中で、最終的には同意いただいて今にあるということも含めて言うと、やはり住民的にも市民的にも丁寧な説明が必要だし、それらの方々に、貢献された方々に報告するというのは当然のことだと思うので、その辺はやっぱり丁寧に、わかりやすく、広報等を通じて配慮すべき課題だと思います。

ので、今、今後のことの案内もいただいたところでありますけれども、やっぱり丁寧な説明が必要な場面であるということの認識を持っていただいて取り組んでいただきたい。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(高橋議長)

私も、今のダムのほうの、今回の湛水式の関係なのですけれども、今、お話あったとおりなのですけれども、これ、簡単にさらりとその他で、今、課長のほうから、3月4日、湛水式あったことを、行ったことを報告しますと、こういう簡単なことではないと思うのですよね。今、角田委員も言われたとおり、これまでの経緯、経過、何十年もの間の時代背景も含めてあった中で、その都度その都度、かかわりのあった立場の方々も含めて、少なくとも議会も、今おっしゃったとおり、ダム道路特別委員会、ダム特別委員会等々を含めて、それこそ破綻前までの経過の中では、その都度その都度経過をしてきて、後にも先にも、これだけの大きなプロジェクトというものはないはずですから、そういう部分では、その時代時代の中で各議員も、その地域性の部分で、いろんな部分でやっぱりかかわった方も多くいらっしゃると思いますし、今回、これ、開発局のほうはもちろん全て、仕切りとかそういうものはあるのですけれども、ちなみに、今回のこの式典の出席という部分では、市長は出られ……、どこまでの出席率とか、市には求められたのですかね。

(建設課長)

市のほうからは、式典で祝辞を依頼されましたので、市長が出ております。建設課が窓口になっていますので、建設課の担当理事である鈴木理事と、担当課長である熊谷、あと、私、それと、直接やりとりやっている担当係長の佐藤、5名が出席しております。

(高橋議長)

これは、あくまでも主催者というか、こういった式典も含めて、開発局仕切りのほうがありますから、私たちのほうはどうこうではないですけれども、かつては、これ、定礎式、ああいった部分の事業というか式典的なものは、議会のほうにもご案内をいただいたりとかということもあった。今回、どういう流れでそういうふうに、こちらサイドに一切そういうものがないのか、その辺も、逆に、リスト上がってきて、単純にそれで出席を求められたから行ったという部分があるのでしょうかけれども、そこはやっぱり担当課として、やっぱり開発局とのいろんな、日ごろ、やっぱりそうはいったって、破綻以降ですね、夕張市の事業云々ではないといえども、やっぱり道内でやっぱりかかわりは深いものがあるでしょうし、当然、知らないよということで今日

まで投げ捨てている事業ではないわけですから、どっぷりかかっているわけですから、そこはやっぱり式典リストも含めて、担当課としてきちんと整理をしていただかないと、こんなことにはならなかったはずだなというふうには思うのですよね。そんなさらりとですね、3月4日行いましたで終わるような中身ではないですよ、これ。と思うのですね。

(建設課長)

改めましてご報告させていただきたいと思います。その辺の、先ほど角田議員のほうからお話もありましたので、そういうことを含めて、再度整理して報告させていただきたいと思います。

(高橋議長)

それともう一つ、最後に報告あった雪害防止の安全パトロールの関係、これは、前回だったですかね、前々回ぐらいでしたかね、委員会でもちょっとお話しさせてもらった、特に末広地区の問題の部分、先ほどお話しあったとおり、末広地区を対象にパトロールを実施されたと。実施されて、その中身というのはどうだったのか、実態として、住民的なその反応というか。

(建設課都市計画土木担当課長)

各1軒ずつ戸別に訪問いたしまして、いろいろ、雪出しについても、再度、ご協力依頼を行っていたのですけれども、やはり住民の方は、わかっていますと言いつつも、今までやられた行為、いろいろありますので、その辺は、警察のほうからも、交通障害になった場合については、こういう罰則規定もありますということで、再度、認識させて、理解していただきたいということでご説明申し上げて、いろいろ、各住民の方についても、自分たちで投げている方もいらっしゃる、その中で、わかっている、投げてないという方もいらっしゃる、その辺、理解を深めていただきたいということで協力依頼をしております。

(高橋議長)

わかりました。これ、実質、もう3月に入りましたから、今後、雪云々の関係という部分は、今年度については余りないでしょうけれども、実質問題、これ、ずっと以前からもう何十年来も続いている、そのこの地区の問題はですね。これ、実際問題、どういうふうに対応していこうとしているのですか。こういうパトロールは去年も実際していますけれども、実際、では、昨年やったパトロールの経過を踏まえて、今年度、そういう部分、そういう対応が、一切やっぱり、これは一軒一軒の問題もあるのでしょうかけれども、その地区としての取り組みの問題とか、そんなものを含めて、実際これ、管理者のほうで、市としてもどういうふうに対応何なりしていこうとしているのですかね。これ、前も言ったとおり、そろそろ具体的にきちんと対応してい

かないと、毎年毎年、ただこれ、本当に、同じ問題がただ繰り返されているだけだと思うのですよね。そして、毎年 11 月ころに行われる除雪対策会議の中で、危険箇所の部分とか、いろいろ一定程度の報告があると、そのうちにまた雪が降ってくる、そして、挙げ句の果てに、またああいう状況になる、その繰り返しになっていくだけだと思いますけれども、実際、やっぱり具体的な対応というものを、そろそろやっぱり求めていかないと、そういうパトロール云々だけの実施ということだけでは、なかなか難しいと思いますね。現状というよりも、今までの流れを考えても。だから、これは地区というか、末広町内会は町内会単位と、そういった地域的な取り組みとしてもやっぱりかかわっていただけるのかどうか、もちろん、個々の取り組みというのは非常に大事なことなのでしょうけれども、だけれども、今の報告あったとおり、わかっているというふうに言いつつも、なかなかやっぱり対応し切れていない、わかっている、今までの経過があるから投げない、そういう状況であれば、やっぱり認識としてどうなのかなという部分がありますので。毎年毎年、ただ、これ、同じ繰り返しになっていくだけの話ですよね。おわかりのとおり、あそこはもう、冬場になったら、冬になったら主幹道路の一番の状況になるわけですから。

(建設課都市計画土木担当課長)

いろいろ町内会単位の部分についても、末広地区に、雪捨て場もすぐ近くに、昨年の 2 月から設けて、その辺のご説明を申し上げて、いろいろ町内会単位での取り組みもお願いしたいということで申し上げているところなのですけれども、なかなか、除雪に対しての費用的な部分がかかると、お金がかかるという部分がありまして、なかなか、その部分、進んでいかないのかなという感じなのですけれども、いろいろ、末広地区については隣接した住宅が多く、道路沿いに雪の投げる場所がないとかということで、先ほど言ったように、雪捨て場も近くに設けた中で、今後、いい対応になっていけばという形で相談してはいるのですけれども、なかなか、ちょっと今、すぐには成果が出ていない状況でございます。

(高橋議長)

では、要望しておきます。これ、ことしの 11 月に、また除雪対策会議というのが、毎年これ、時期的に行われます。ことしの 11 月に、ある程度の方向性を少し出すような部分を、除雪会議に、除雪会議から始めるのではダメなのです。これから始まる冬場の対策として、それから対応どうのこうのではなくて、逆に、たっぷり時間あると思いますから、次の除雪会議までに、ある程度、地域合意、どういう形で合意形成を持たれるかも含めて、時間もあるでしょうから、逆にこういった夏場を中心に、こういった部分を、少し

ちょっと地域とも協議をしながら、次期、そういった除雪対策会議の中で、少し、対策をむしろ見えるようなことを出していただきたいことを要望しますので。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

1. 夕張市指定居宅介護支援事業所設置条例の廃止について
2. 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」について
3. 南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

ご苦労さまです。保健福祉課から3点ほど報告させていただきます。

まず、夕張市指定居宅介護支援事業所設置条例の廃止につきまして、主幹のほうから説明を申し上げます。

(角保健福祉課主幹)

資料の1をごらんください。

夕張市指定居宅介護支援事業所設置条例の廃止についてということですが、夕張市指定居宅介護支援事業所につきましては、介護保険制度を円滑に導入するため、平成12年4月に設置したものでございまして、現在、対応可能な民間の事業者の確保ができていることから、これを廃止するため、設置条例を廃止したいと考えてございます。

廃止理由についてでございますが、夕張市指定居宅介護支援事業所は、介護保険法が施行されました際に、民間事業者がどの程度参入するか不明であったということから、制度の円滑な導入を図る観点から、要支援、要介護の方の居宅介護サービス計画の作成等に係る居宅介護支援事業及び介護予防支援事業を行うことを目的に、平成12年4月に設置したものでございます。その後、平成17年の介護保険法の改正によりまして、平成18年4月に、市として新たに地域包括支援センターを設置しまして、要支援の方へのサービス計画を作成する介護予防支援事業を一元的に実施することになったところでございまして、要介護の方に対する居宅介護支援事業につきましては、既存

の民間事業者が対応可能であるということから、休止をしたところでございます。その後、サービスの充足状況を見守ってきたところですが、現在、介護保険制度の導入後 14 年、また、休止から 8 年が経過いたしまして、民間の居宅介護支援事業所も 4 事業所から 7 事業所に増加しているということで、この居宅介護支援事業への実施体制への影響は生じないということから、当初の目的は達したと判断いたしまして、道の指定有効期間が終了するのに合わせて、これを廃止したいと考えているところでございます。市といたしましては、地域包括支援センターにおきまして、引き続き、要支援の方に対する介護予防支援事業をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

廃止時期につきましては、第 1 回定例議会に廃止条例案を提案いたしまして、3 月末をもって廃止としたいと考えているところでございます。

また、介護保険法上の手続についてでございますが、北海道知事による指定の有効期間が本年 3 月末となっていることから、特段の手続は不要となっているものでございます。

以上でございます。

(保健福祉課生活福祉担当課長)

続きまして、私のほうから、項目 2 番、3 番についてご説明させていただきます。それでは、資料 2 をごらんください。

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金についてご説明させていただきます。

まず、経過なのですけれども、国におきまして、26 年 4 月からの消費税の引き上げに際しまして、低所得者及び子育て世帯への影響に与える負担の影響に鑑みまして、低所得者向けの臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の、暫定的、臨時的な給付措置を行うこととしたということで、これにつきましては、平成 25 年度、国の補正予算が、2 月 6 日、参議院本会議で可決、成立したところでございます。

2 の実施方法なのですけれども、実施主体は市町村事業ということで、市町村が実施いたしますこの給付事業に係る給付費及び事務費を対象といたしまして、国が補助金、10 分の 10 を交付するというものでございます。

支給対象者につきましては、原則、基準日、26 年 1 月 1 日時点の住所地の市町村に支給の申請を行うということでございます。

3 番、給付内容は、概要について書いていますので、ご説明させていただきます。

まず、臨時福祉給付金、左側の表なのですけれども、これから説明させていただきます。

給付対象者、先ほど申しました基準日、1月1日において、各市町村の住基に記録をされている者。

税、所得の要件といたしましては、平成26年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方が給付対象ということでもあります。ただし、その方が、市町村民税が課税されている方の扶養となってしまう場合は給付の対象から除外されるということです。

続きまして、対象外の範囲ということで、生活保護の被保護者は除くということでございます。生活保護を除く趣旨は、国におきまして、今般の消費税アップは、これを生活保護の基準に反映するべく、今、作業を進めているということで、それをもって生活保護は除かれるという趣旨だと聞いております。

給付額につきましては、給付対象者1人につき1万円。

それと加算措置がございまして、給付対象者のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金、児童扶養手当など、これらの受給者については5,000円をプラス、加算するということでございます。

続きまして、右側の表の子育ての給付金でございます。

これは、基準日、同じく1月1日における26年1月分の児童手当の受給者、応募者ですね、これを支給対象とし、26年1月分の児童手当の対象となる児童を対象児童とするということでございます。

税、所得の要件につきましては、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない者が給付対象となります。児童手当の場合は、かなり所得制限が高くて、具体例で申しますと、扶養親族ですね、奥さん、妻、あと子どもがいて、扶養親族2人いる場合に、いわゆる年収ベースで917万円、これを超えない限り、児童手当は満額出ますので、かなり高い、高所得の方がこの所得制限に引っかかってくるということで、多くの方は当たるような状況になっております。

対象外の範囲なのですけれども、先ほどと同様の趣旨で、生活保護の被保護者は除くということと、臨時福祉給付金の対象者は除くということで、まず、臨時福祉給付金に当たるかどうかという審査をしてから、子育ての給付金のほうを審査するという形になります。

給付額につきましては、対象児童1人につき1万円ということで、この対象児童というのは、児童手当が、いわゆる15歳未満、中学生以下の子どもさんが対象となっているものですから、その子どもの数に応じて1万円ということになります。

4の、本市における対応なのですけれども、申請手続きにつきましては、保健福祉課生活福祉係において事務を行います。平成26年度事業として実施いた

します。

給付方法については申請によるということで、申請書と同時に課税状況等、調査が出てきますので、それに基づいて課税状況の調査、受給資格などを確認いたしまして、基本的には口座振込により給付金を支給するということです。

事業の実施は、臨時福祉給付金と子育ての給付金、供給調整の関係があることから、両給付事業については同時に実施いたします。

給付事業の詳細につきましては、国におきましては、2月の半ばで都道府県伝達会議等があったばかりで、今、要綱だとか、いろいろ、制度の細かい部分を調整しているという状況なものですから、その状況を踏まえて、具体的な申請の受け付け時期、手続等について行ってまいりたいというふうに考えております。現時点においては、状況はまだ未定なのですけれども、ただ、26年度の税の確定がなされる時期といえ、当然、6月ないし7月ということで、情報として、各市町村に した後、給付申請を6月、7月ごろを目途に考えているということで、当市といたしましても、大体その時期になるのかなと、今現在思っております。詳細が決定次第、随時、広報誌の掲載、ホームページなどに市民周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後、予算なのですけれども、給付対象者の人数につきましては、国の計算式によりまして支給対象者を積算いたしまして、25年3月補正、計画変更において予算計上し、その全額を26年度へ繰り越すということでございます。予算額については、臨時給付金、子育て、あと事務費がつくものですから、ごらんのとおりでございます。

以上が臨時福祉給付金でございます。

続きまして、資料3に基づきまして、南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更についてご説明をさせていただきます。

経緯ですが、平成18年7月、障害者自立支援法の規定に基づきまして、障害認定の審査判定を行う市町村の共同の審査会といたしまして、夕張、南幌、由仁、栗山の1市3町で共同設置しているというものでございます。

この審査会の役割を簡単に説明させていただきますと、障害福祉サービスを利用するに当たりまして、障害手帳を持っていたとしても、サービスの種類によっては障害の区分認定というのが必要でございまして、この区分認定を、医師の意見書ですとか訪問調査の結果等に基づき審査判定する専門機関として市町村に設置すると、共同設置なのですけれども、なっております。

中ほどに、点々で書いているのが審査会の構成ということで、医師だとか障害当事者などを含めて、委員5名で構成するというので、(2)区分とはというふうに書いていますけれども、区分1から6まで分かれていまして、数

字が大きくなるほど重い障害ということで、サービス給付、施設入所、
は区分 3 以上、居宅介護、ホームヘルプ等ですね、これらについては区分 1
以上がないとサービスを受けれないという決めています。

3 の提案理由なのですが、共同設置した本審査会の規約のうち、根拠
法令の改正がございました。障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる総合支援法に改められると
いうことと、あわせて、執務場所の変更と庶務担当を明確にするというもの
でございます。

規約の変更に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、今回、議会の
議決を得ようとするものであり、構成する他の、南幌、由仁、栗山町におき
ましても、同様に、今回の 3 月議会にかけて、議決を経て、北海道に届け出
を行うというものでございます。

今の改正内容は次のページに書かれているとおり、左が現行で右が改正案
ということで、1 が、法律が総合支援法に変わるということと、第 3 条は、栗
山町の福祉センターとなっているのを栗山町役場といたしまして、その庶務
は地元の栗山町において処理するというので改正を行うということになって
います。

私のほうからは、説明は以上でございます。

(大山委員長)

その他はございますか。

(保健福祉課生活福祉担当課長)

私は、口頭でちょっと説明をさせていただきたいと思います。2 点ござい
ます。

まず、1 点目が、生活館の維持管理に係る補助、ふれあいサロンの運営費の
経費ということで、先般、高橋議長から、先月、2 月 24 日に開催されました
行政常任委員会におきまして、これらの経費が重複するのではないのかとい
うご質問、ご指摘をいただいたところであります。この件につきましては、
答弁の調整に時間を要しますことから、整理の上、別途、後日お答えさせて
いただくということで、持ち帰らせていただいたところでございます。これ
を受けまして、この後、関係機関、理事と協議を重ねて、重複はしていない
という整理を行いましたので、この場をかりて、私からご報告させていただ
きます。

まず、ふれあいサロンの行政窓口の設置事業でございます。これは、各種
申請書の取り次ぎだとか、実際の回収など、簡易な行政窓口の設置といたし
まして、市が地区社協へ委託しているということで、この経費につきまして、
人件費や会議室の利用料等について委託料として支払っているというもので

ございます。

また、二つ目が、地域住民のよりどころとして、生活館を拠点に実施しておりますふれあいサロンの運営費、これにつきましては、市が社協の地区協議会へ助成しているものであり、黄色いハンカチ基金より、賃金や会場借料等について助成しているというものです。今回、平成 26 年度から新規で新たに実施いたします生活館の維持管理に対する補助は、市が施設の維持管理を行う指定管理者に対しまして施設維持の管理経費を助成するというにしましたものでありまして、この助成額の積算に当たりましては、電気料、水道料、基本料金を参考に算出したものでございまして、施設の維持管理費全体で不足している分について補填するという趣旨でございます。

以上のことから、この三つの事業の部分につきましては、申請先もそれぞれ整っているということ、助成する対象経費の分の違いがあるということで、市側については適正であるという整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、2 点目が、夕張市のこども子育て会議について、ちょっとご報告させていただきます。

これは 2 点あるのですけれども、まず 1 点目が、先般 1 月 29 日に開催されました行政常任委員会におきまして、子育て会議の設置案ということでご説明させていただいたところでございます。その際、厚谷委員より、会議、公開制にするかどうかという部分と、会議の議事録の開示についてご質問があったところであり、この点についてご指摘を踏まえ、検討させていただくということで答弁させていただいたところであります。今般、それらも踏まえて、設置要綱の作成に当たり、会議は原則公開することと、会議の議事録も作成し開示することといたしましたので、ご報告させていただきます。

子育て会議の関係で、もう 1 点だけあります。これも、同日の行政常任委員会において、子育て委員のうち、子どもの保護者など、2 名を公募するという報告を行ったところでございます。その後、応募が 3 名ございました。50 代の男性、2 児の父親ですね、それと 40 代の女性、3 児の母親、30 代の女性、3 児の母親からございまして、書類審査にて選考委員会を開催して、いろいろ議論したのですけれども、それぞれの応募動機ですとか、子育てに関する意見など、非常に甲乙つけがたい状況にありましたので、子育てに関する市民の声を広く聞くという観点からも、公募委員を 1 名ふやし、今回、3 名とすることにいたしました。これによりまして、設置要綱も、公募を 2 名以内としていたのを 3 名以内と変更、改正いたしましたので、あわせて報告させていただきます。

私からは以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
2. 70 歳代前半の医療費患者負担割合の見直しについて
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

お疲れさまでございます。市民課から、報告事項が 2 点ございます。

まず、1 点目として、夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、資料 1 に基づき説明いたします。

このたびの一部改正の内容は、条例第 18 条に定める一般廃棄物の処理業者が、し尿の収集、運搬の際に徴する料金の上限額を引き上げるものであります。

委員の皆様ご承知のとおり、本市のし尿処理については、市が許可する一般廃棄物処理業者が、家庭の便槽等からし尿を収集、処理場まで運搬しております。その際、処理業者が徴収する収集運搬料については、条例上、上限を 10 リットルにつき 44 円と定めているものであります。この 44 円の中身につきましては、もともとの単価 42 円に消費税をプラスして計算されたものであり、資料中段に示すとおり、平成元年 4 月に消費税率 3% が導入された際に 43 円、平成 9 年 4 月、消費税率が 5% となった際には 44 円に改正された経過がございます。このたびの消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が従前の 5% から 8% に変更されることに当たり、処理業者から料金の上限額の引き上げの要望があったことも含めて内部検討を行い、10 リットル当たりの収集運搬料上限を 42 円に 8% 分をプラスした 45 円に条例を改正すべく、次期市議会に条例改正案を上程しようとするものであります。

なお、資料 1 の 2 枚目に条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご参

照ください。

次に、報告事項の２点目、70歳代前半の医療費患者負担割合の見直しについてであります。資料２をお開きください。

70歳から74歳の方の医療費の患者負担割合は、国民健康保険法、健康保険法等により、一定以上の所得者を除き２割と定められているところでありますが、平成20年4月以降、特例措置として国が予算措置することにより、患者の負担割合が１割に据え置かれ、現在まで継続しているところであります。このたびの国の平成26年度予算編成において、これまで１割に据え置いた70歳から74歳の患者負担割合を、26年4月に新たに70歳になる人から、法定の２割負担に戻すことで、段階的に特例措置を廃止する方針が示されました。

具体的には、資料２の２番に記載したとおり、平成26年4月2日以降、4月2日も含まれますが、70歳となる被保険者は、69歳までは３割負担ですが、70歳となった誕生日の翌日から、法に定めるとおり２割負担となります。また、平成26年4月1日までに70歳となった被保険者については、特例措置が継続され、後期高齢者医療に加入するまで患者負担割合は１割となります。もちろん、後期高齢者も患者負担割合は１割です。

なお、さきに話したとおり、現役並み所得者の負担割合は３割のままです。

当該措置は、国の平成26年度予算可決により正式決定されるものでありますが、本年4月からの措置であり、夕張市国民健康保険の保険者であるところの夕張市として、市民に行う周知としては、広報ゆうばり4月号及び市ホームページに内容を掲載するとともに、本年4月2日以降、26年度中に70歳となる国保被保険者につきましては、個別に説明資料を送付します。

また、特例措置が継続される本年4月1日までに70歳となった国保被保険者につきましても、年度末に行う高齢受給者証の更新に合わせて、説明資料を送付する考えであります。

以上です。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【産業課】

1. 指定管理施設の料金改定について

2. その他

(大山委員長)

それでは、次、産業課より報告を受けてまいります。

(産業課長)

産業課から、指定管理施設の料金改定について報告いたします。

夕張リゾート株式会社から、2月10日にホテルマウントレースイ及びホテルシュエパロの宿泊料等の料金改定について協議書の提出がございました。

改定理由につきましては、平成19年4月、指定管理者として運営開始以来、約7年間、観光施設設置条例に基づく料金体系で営業してきましたが、旅行業界や客層などの実情に合わせた料金の見直しが必要になったこと、また、平成19年度との比較において、電気料金の値上げ、重油単価及び人件費等の上昇による経費の増加でございます。

これを受けまして、市といたしましては、これまでの営業損益の推移と、平成26年度の収支計画、各種定義の推移などをもとに精査をし、指定管理者と協議をした結果、資料1のとおり条例改正を行いたいと考えております。

それでは、資料1の、夕張市観光施設設置条例新旧対照表についてご説明いたします。1ページをお開きください。

別表1につきましては、備考欄に消費税を利用料金の額に加算することができる旨の記載をするものでございます。

2ページ、別表2、マウントレースイスキー場施設料金につきましては、2の貸室料、レンタルルームAタイプ、1日当たり料金は1万5,750円を1万5,000円に、Bタイプは、2万6,250円を2万6,000円に、それぞれ消費税分を減額整理し、別表1と同様に、備考に記載をするものでございます。

次に3ページ、別表3、ホテルマウントレースイ施設料金につきましては、1の宿泊料、1人1泊料金、ツインAタイプでございますが、1室3名は7,000円から8,000円に、1室4名は6,000円から7,000円に。次に、ツインBタイプでございますが、1室2名は8,000円から9,000円に、1室3名は6,500円から8,000円に、それぞれ増額改定するものでございます。次に、トリプルルームでございますが、1室3名は、9,000円から8,000円に、1室4名は、7,500円から7,000円に。次に、ファミリータイプでございますが、1室4名は9,000円から8,000円に。次に、和室でございますが、1室4名は、1万3,500円から9,000円に、1室5名は、1万1,500円から9,000円に、1室6名は、1万円から9,000円に、それぞれ減額改定するものでございます。

3ページから4ページにかけての、2の貸室料、ミーティングルームの1時

間当たり料金を 5,250 円から 5,000 円に、消費税分を減額整理し、3 ページと 4 ページの備考欄を下線のとおり整理をするものでございます。

4 ページから 5 ページの別表 4、ホテルシュエパロ施設料金につきましては、1 の宿泊料、1 人 1 泊料金、シングルは 6,500 円から 7,000 円に。ツインは 5,000 円から 6,000 円に、和室は 3,000 円から 4,500 円に増額改定するものでございます。2 の貸室料、中会議室は、3 万 1,500 円を 3 万円に、消費税分を減額整理するものでございます。また、備考欄を下線のとおり整理するものであります。

6 ページの備考欄につきましても、下線のとおり整理をするものでございます。

なお、宿泊料につきましては、ハイシーズンの 7、8 月及び 1 月の 3 カ月間、改正後の限度額の料金を適用する計画となっております。

この改正案につきましては、3 月議会に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(大山委員長)

その他は。

(産業課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業課を終わります。

【総務課】

1. 職員の再任用制度の運用について
2. 消費増税に伴う関係条例の一部改正について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは、2 点ございます。

まず 1 点目、職員の再任用制度の運用についてご説明申し上げたいと思います。資料、別紙 1 をごらんください。

まず、この再任用制度の趣旨でございますが、平成 25 年度に定年退職となる職員から、共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 65 歳へと引き上げられることに伴い、60 歳で定年退職した職員について無収入期間の発生しないように、雇用と年金の接続を図ろうとするものであります。

本市における経過でございますが、この年金の支給開始年齢の段階的な引き上げは、平成 13 年度から始まっております。基礎年金相当部分でございますが、本市においては、このことに伴い、平成 13 年度において条例を整備しております。今回の制度運用は、上記に記載のとおり、報酬比例部分の支給開始年齢についても段階的に引き上げられることから、無収入期間が発生するということに鑑み、国家公務員と同様に再任用制度を活用しようとするものでございます。なお、国家公務員の再任用制度運用に係る閣議決定並びに地方公務員に係る制度運用の総務副大臣通知は、別紙のとおり、つけてございますので、参考にごらんいただければと思います。

次に、制度の運用ですが、任用形態をどうするか。フルタイム勤務で週 38 時間 45 分の勤務時間となるものですが、フルタイム勤務での任用は、職員定数内に含まれるということでございますが、本市の置かれている厳しい環境に鑑み、また、新規採用をこれから計画的に行っていく必要性もあることから、任用に当たっては、フルタイムの雇用とはせずに、週 4 日勤務、勤務時間にして週 31 時間の雇用形態とするものと考えております。

なお、給与の格付ですが、道内各都市における制度運用を調査しつつ、本市の状況を考慮した結果、給与の格付は、別表につけてございますが、3 級の主任級クラスの月額給料で運用したいというふうに考えてございます。

なお、財政再建中であるため、再任用制度の該当者の給与にあっても、削減後の給料月額で運用したいというふうに考えてございます。

再任用職員は、基本的に職員でございます。したがって、以下の手当についても支給されることとなっております。通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当でございます。なお、期末・勤勉手当の支給月数については、夕張市職員給与条例において定めているものでございますが、平成 14 年度以降、この部分、再任用制度の職員に係る期末・勤勉手当の支給月数の部分、改正を行っておりません。その後、国は、再任用職員の期末・勤勉手当について支給月数を落としている関係から、国と合わせて年間 2.1 月ということにし、第 1 回定例市議会に条例の改正を図ろうというふうに考えてございます。

次に、制度運用に向けてのスケジュールでございますが、第 1 回定例市議

会に条例の上程をし、条例の改正を行った後に、3月中旬以降となりますが、定年退職者の意向調査、そういったものを踏まえて、下旬には任用決定通知を出していきたいというふうに思っています。

なお、これから定年退職者が段階的にふえてまいります。今後の再任用職員数の推移を別紙にまとめましたので、これもご参考にごらんいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、2点目です。消費増税に伴う関係条例の一部改正についてでございます。別紙2をごらんください。

先ほど、産業課からも、観光施設の設置条例の改正について触れておりましたが、今回のこの改正の趣旨は、市の公共的施設について、指定管理者に管理運営を行わせる場合においては、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして、指定管理者に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるというふうになってございます。したがって、指定管理者の意向によって、使用料に消費税を転嫁することができるということなのですが、そもそも、(2)に記載しております13本の条例については、消費税に係る記載が関係条例にございません。したがって、これらを記載するとともに、市と指定管理者との管理区分を明確にするため、条文の整理を行おうとするものでございます。改正を行う関係条例は、アの夕張市紅葉山パークゴルフ場設置条例からスの夕張市都市公園条例までの13本でございます。なお、これは、消費税関係の部分でございますので、新旧対照表はつけておりません。改正の趣旨をご理解いただければというふうに思っています。

以上です。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(総務課長)

済みません、ちょっと補足ございます、済みません。

さきの会議におきまして、再任用制度職員に係る予算措置のご質問がございました。大変申しわけございません、答弁に間違いがございましたので訂正させていただきたいと思っております。計画の反映はできておりません。したがって、今回、26年度から開始する再任用制度にあつては、三者協議の場において、まず26年度は計画変更で上げて、26年度の運用を図る、27年度以降の再任用制度については、今後、さらに国と協議をしていくということの整理でございます。ただし、総務省としては、総務副大臣からの通知にもあるように、地方公務員にあつても国家公務員の制度を遅延なく実施すると、実施せよというものがございますので、総務省としては、制度の運用について

否定するものではないということでございますので、市の考え方とおり、これから円滑に再任用制度が運用できるものというふうに考えてございます。以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
